

図1 令和2年度の保険料の計算方法

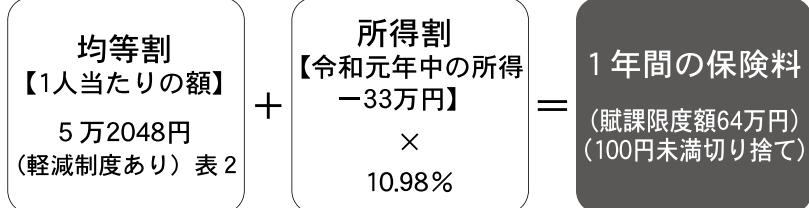


図2 保険料の見直し内容

平成30・令和元年度		令和2・3年度	
均等割 (被保険者が等しく負担)	5万205円	→	5万2048円 (1843円↑)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.59%	→	10.98% (0.39ポイント↑)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	62万円	→	64万円 (2万円↑)

表1 均等割の軽減対象になる所得額の範囲拡大

軽減割合	令和元年度	令和2年度から
5割	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (28万5000円 × 世帯の被保険者数)
2割	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)

表2 均等割の軽減

世帯主と被保険者の前年所得の合計が次の金額以下	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	7割	1万5614円
33万円	7.75割	1万1710円
33万円 + (28万5000円 × 被保険者数)	5割	2万6024円
33万円 + (52万円 × 被保険者数)	2割	4万1638円

65歳以上の公的年金所得分は、さらに15万円を限度に差し引いた額で判定します。

表3 被用者保険の被扶養者だった人の軽減

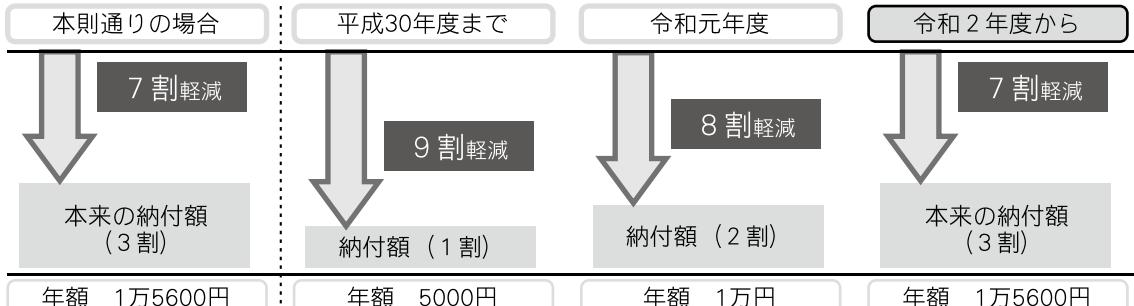
区分	軽減の内容
所得割	かかりません
均等割	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ5割軽減

※被用者保険
全国健康保険協会（協会けんぽ）や組合管掌健康保険、共済組合などの健康保険を指します。市町村の健康保険や国民健康保険組合は該当しません。

所得の状況により、均等割の軽減割合が7.75割、または7割に該当することがあります。

図3 均等割軽減の見直し①

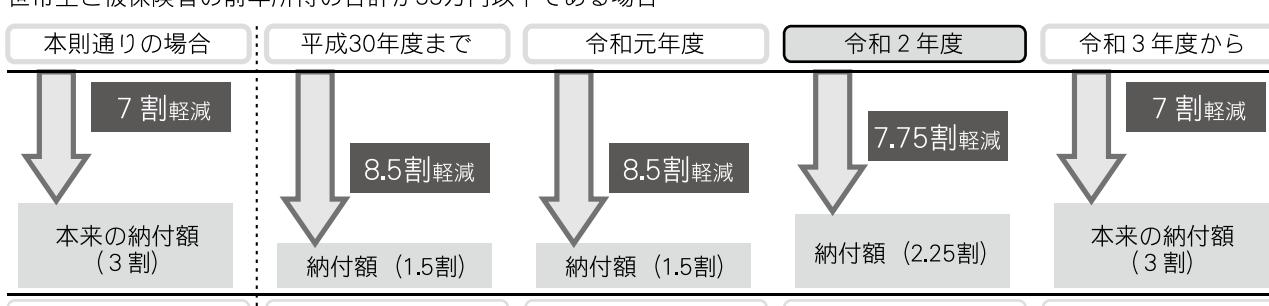
世帯主と被保険者の前年所得の合計が、33万円以下の世帯で被保険者全員が所得0円（年金収入80万円以下で、その他の所得がない）の場合



本則通りの場合の年額は令和2年度の保険料率を基に算出した額となります。

図4 均等割軽減の見直し②

世帯主と被保険者の前年所得の合計が33万円以下である場合



令和3年度からの年額と本則通りの場合の年額は、令和2年度の保険料率を基に算出した額となります。



後期高齢者医療制度 見直されます

後期高齢者医療制度の保険料率は、原則2年ごとに見直します。変更になった令和2・3年度の保険料率や、軽減拡大・見直しなどについてお知らせします。

問い合わせ

国保課

(市庁舎1階、☎ 65-4140)

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-29)

保険料の軽減範囲が拡大・見直されました

保険料は、所得など一定の要件を満たすと、自動的に軽減されます。(非課税所得者除く)

保険料の軽減範囲が拡大

令和2年度から、均等割軽減の範囲が拡大されました。(表1)

世帯主とその世帯に属するすべての被保険者の合計所得が一定額

以下の場合は、均等割額が軽減になります。(表2)

令和2・3年度の後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費の増加などにより、平成30・令和

年度と比べて増となり、均等割額

5万2048円、所得割額の基

礎となる所得割率が10.98パーセント、保険料の限度額は、64万円

に決定しました。(図2)

北海道後期高齢者医療広域連合が決

定し、原則2年ごとに見直します。

令和2・3年度の後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費

の増加などにより、平成30・令和

年度と比べて増となり、均等割額

5万2048円、所得割額の基

礎となる所得割率が10.98パーセント、保険料の限度額は、64万円

に決定しました。(図2)

北海道後期高齢者医療広域連合が決

定し、原則2年ごとに見直します。

令和2・3年度の後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費

の増加などにより、平成30・令和